



# 長野県報

7月26日(月)  
平成22年  
(2010年)  
第2185号

## 目 次

### 告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (健康長寿課介護支援室) .....	1
保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課） .....	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課） .....	3
公共測量の終了（建設政策課） .....	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課） .....	4

### 公 告

一般競争入札（管財課） .....	5
一般競争入札（労働雇用課） .....	5

## 告 示

### 長野県告示第456号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成22年7月26日

長野県知事 村井 仁

#### 1 指定居宅サービス事業者

##### (1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
太陽介護福祉サービス株式会社	ヘルパーステーション太陽	佐久市中込664番地1	平成22年7月16日

##### (2) 訪問入浴介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
アースサポート株式会社	アースサポート上田	上田市中央北一丁目1番地31号	平成22年7月16日

##### (3) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社福老	クロウハウス	長野市中越二丁目31番6号	平成22年7月16日
特定非営利活動法人 ワーカーズコーポかがやき	デイサービスセンターたわわ善光寺下	長野市三輪7丁目7番地6	平成22年7月16日

#### 2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ライフサポート陽心	ケアサポートあいわ	東御市海善寺下権田1100	平成22年7月16日

#### 3 指定介護予防サービス事業者

##### (1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
太陽介護福祉サービス株式会社	ヘルパーステーション太陽	佐久市中込664番地1	平成22年7月16日

##### (2) 介護予防訪問入浴介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
アースサポート株式会社	アースサポート上田	上田市中央北一丁目1番地31号	平成22年7月16日

## (3) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社福老	クロウハウス	長野市中越二丁目31番6号	平成22年7月16日
特定非営利活動法人 ワーカーズコープかがやき	デイサービスセンターたわわ善光寺下	長野市三輪7丁目7番地6	平成22年7月16日

健康長寿課介護支援室

**長野県告示第457号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月26日

長野県知事 村井 仁

## 1 保安林予定森林の所在場所

上田市上室賀字上洞1074

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第459号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月26日

長野県知事 村井 仁

## 1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡南木曽町読書1420

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第458号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月26日

長野県知事 村井 仁

## 1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡上松町大字荻原708の7、719の1、719の4

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

**長野県告示第460号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月26日

長野県知事 村井 仁

## 1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡木曽町新開7593の1、7593の6、7594の1から7594の9まで、7595の1から7595の19まで、7595の24、7596の1、7597の1から7597の5まで、7604の1、7604の9、7604の10

## 2 指定の目的

## 水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

新開7593の1・7593の6・7594の1から7594の9まで・  
7595の1から7595の7まで・7595の24・7596の1・7597の1  
から7597の5まで・7604の1（以上26筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第461号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月26日

長野県知事 村 井 仁

## 1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡大桑村大字野尻584、585（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第462号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成22年7月26日

長野県知事 村 井 仁

## 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡南木曽町（以上次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

南木曽町（次の図に示す部分に限る。）

ア その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ア 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ア 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ア 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡大桑村（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大桑村（次の図に示す部分に限る。）

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大桑村（次の図に示す部分に限る。）

ア その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ア 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ア 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第463号

飯田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年7月26日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類  
公共測量（基盤図作成）

2 作業期間  
平成21年10月16日から平成22年3月19日まで

3 作業地域  
飯田市

建設政策課

#### 長野県佐久建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年8月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年7月26日

長野県佐久建設事務所長 戸田明宏

1(1) 道路の種類 県道  
(2) 路線名 川上佐久線  
(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字海瀬字末屋4053番地先から南佐久郡佐久穂町大字海瀬字末屋4043番の1地先まで	旧	m 4.4~7.0	km 0.1042
同 上	新	5.8~11.4	0.1042

2(1) 道路の種類 県道  
(2) 路線名 川上佐久線  
(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字穂積字高岩乙2653番の1地先から南佐久郡佐久穂町大字穂積字高岩乙2576番の1地先まで	旧	m 3.8~6.5	km 0.2427
同 上	新	3.8~7.8	0.2409

3(1) 道路の種類 県道  
(2) 路線名 下仁田佐久線  
(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字余地字中日向1097番の39地先から南佐久郡佐久穂町大字余地字アラヤ535番の57地先まで	旧	m 4.0~7.2	km 0.4267
同 上	新	4.5~7.5	0.4225

4(1) 道路の種類 県道  
(2) 路線名 上野小海線  
(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡北相木村3460番地先から南佐久郡北相木村2759番の1地先まで	旧	m 4.0~25.0	km 0.5661
同 上	新	7.0~26.0	0.5647

5(1) 道路の種類 一般国道  
(2) 路線名 141号  
(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字宿岩39番の1地先から南佐久郡佐久穂町大字宿岩388番の1地先まで	旧	m 9.4~12.1	km 0.2627
同 上	新	9.4~12.1 ----- 9.4~18.2	0.2627 ----- 0.2680

道路管理課